

各種委員会細則

第1条 本細則は本会会則の第26条によって定め、積極的に学校及び生徒会活動に協力するために、次の専門委員会を置く。

環境美化、体育、社会福祉、保健、生活、防災、図書、行事運営、風音祭実行（ただし、各委員は各学級より選出する）

また、次の特別委員会を置く。

新聞、視聴覚

また必要に応じて臨時委員会を置くことができる。

第2条 専門委員会・特別委員会・臨時委員会は、次の役員及び顧問を置く。

委員長1名 副委員長1名

顧問若干名 その他必要に応じて役員を置く。

第3条 委員長は、当委員会を統率する義務を有し、総会及び評議委員会等において所轄事項の説明答弁をしなければならない。

第4条 環境美化委員会は、校内環境衛生の向上を目的とする。

第5条 体育委員会は、球技大会の中心となって活動することを目的とする。

第6条 社会福祉委員会は、各種福祉活動の推進にあたる。

第7条 保健委員会は、学校の保健衛生計画実施に協力する。

第8条 生活委員会は、交通安全の推進と校内生活向上に協力する。

第9条 防災委員会は、学校の防火・防災計画の実施に協力する。

第10条 図書委員会は、学校図書館の管理運営に協力し、その企画を行う。

第11条 行事運営委員会は、生徒会行事（風音祭を除く）の運営にあたる。

第12条 風音祭実行委員会は、風音祭の企画運営にあたる。

第13条 新聞委員会は、生徒会と学校の諸活動の広報に当たり、「学校新聞」などを発刊する。

第14条 視聴覚委員会は、校内放送の管理運営に協力し、その企画を行う。

第15条 臨時委員会は、その人選、運営方法などは評議委員会の決議にもとづいて行う。その目的の達成の後は解散する。

第16条 専門委員会、臨時委員会の会議の定足数は、全委員の3分の2以上とし、出席委員の過半数の同意で決定する。

第17条 専門委員会、臨時委員会は、委員長が必要に応じて顧問を通じ随時これを開く。

付 則

本細則は、1976年（昭和51年）1月28日より施行する。

本細則は、1993年（平成5年）12月1日に改正して施行する。

本細則は、1998年（平成10年）3月17日に改正し、1998年（平成10年）4月1日より施行する。

本細則は、2007年（平成19年）3月23日に改正し、2007年（平成19年）4月1日より施行する。

本細則は、2013年（平成25年）3月22日に改正し、2013年（平成25年）4月1日より施行する。